

第7回 住民がつくるおしゃれなまち研究会 議事概要

日 時：2018年8月21日（火）15:00～17:00

場 所：戸田市役所4階 市長公室

出席者：【委員】卯月盛夫 座長（早稲田大学）、岡田智秀 委員（日本大学）、福井恒明 委員（法政大学）、梶山浩 委員（戸田市）、石川義憲 委員（日本都市センター）

【講演者】町田誠 国土交通省都市局公園緑地・景観課 前課長

【戸田市】戸田市 PT

【事務局】櫻井政策秘書室長、川上担当課長、長谷川副主幹、千葉主事（戸田市）
池田副室長、峰岸主任研究員、高野研究員、瀧澤研究員、早坂研究員（日本都市センター）

議事要旨

- ・実証実験報告
- ・講演者による話題提供・質疑応答

1 実証実験報告

2018年7月15日に、これまでの研究会での議論や市民アンケートの結果をもとに、戸田市の代表的な水辺空間である県立戸田公園にて住民主導のイベント（実証実験）を行い、①地域資源としての水辺空間の魅力、②水辺空間を拠点として活動する団体、市民及び行政の今後の関係・連携のあり方について検証した。

イベントの概要については、「イベント実施結果」を参照されたい。また、①イベント来場者、②出店者、③レガッタ選手やボランティアとして協力を得た大学生に対して実施したアンケートの概要については、「アンケート結果」を参照されたい。

【戸田公園について】

- ・出店者に対するアンケートに、「木陰で出店できるのがよかった」、「緑がたくさんあるので楽しめた」との記述があり、戸田公園がポテンシャルを有していることが確認できた。
- ・いずれの対象に実施したアンケートでも、「戸田公園が日常的に利用されるために必要だと思うもの」に、「コンビニ」ではなく、「飲食施設」と「カフェ」が上位にあがっている。戸田公園でもっとゆっくり過ごしたいという思いが、住民にはあるのかもしれない。
- ・お祭りの企画運営団体が制作した動画がすばらしい。「ボートのまち 戸田」のイメージアップになる動画を市のホームページでアピールすることが、「おしゃれ」の実現へのきっかけになるのではないか。

【大学生の参加について】

- ・大学生のボランティアが、「水かけまつり」で子どもと楽しそうに交流していたのがよかった。
- ・レガッタの実行委員会が各大学にボランティアの呼びかけを行った結果、100人近くの参加があった。大学生が、戸田市の新たな活力源になるのではないか。

【埼玉県との折衝について】

- ・埼玉県の公園管理事務所には、無償での物品の貸出や聖火台の飾り付け等の協力を得ることができた。イベント準備のため市が埼玉県の公園管理事務所と折衝する過程で、新たな関係性を構築することができた。
- ・埼玉県の公園管理事務所は、戸田ボートコースのあり方、ボートマンとの関係に非常に注目している。今回のイベントの成功を評価してくれているのではないか。

2 町田誠 国土交通省都市局公園緑地・景観課 前課長による話題提供

(1) 問題提起

- ・行政の行う公物管理は、利用者のことがあまり考えられていないケースが多い。また、その社会的な効用を増大しようとする意識が欠けている。
- ・全国で12万4千haのストック量を有する公園を、すべて未来永劫税金で管理することは困難であり、民間活用を進めて利用者満足度を高め、社会的効用を増やすようにすべきである。

(2) リパブリック・イニシアティブ

- ・日本の都市には魅力的な広場がない。住民のまちに対する愛着は、その公的空間の魅力が大きく影響する。住民にとって、公共空間の魅力を持たないまちは、自宅と駅とを結ぶ線としてしか認識されず、「まちに暮らす」という意識を育てない。
- ・住民のまちへの愛着を醸成するために、今ある都市公園という社会資本を概念上広場化するのがよいのではないか。

(3) 都市公園でできること

- ・都市公園は、「なんでもできる」公共空間である。

【何が置けるか】

- ・JR上野駅のUENO3153、さくらテラス、BAMBOO GARDENは、すべて上野恩賜公園の公園施設である。このような飲食施設の雑居ビルも、都市公園法の設置管理許可制度により設置が可能である。
- ・都心部の一部の公園は、ホームレスの徘徊や滞留を防ぐため、日中は警備員が駐在し、夜間はフェンスを閉じて管理している。上野恩賜公園と同様に、公園内にレストランやコンビニを設置し人の往来が盛んになれば、現在とは異なる形で管理できるようになるのではないか。

【誰が置けるか・誰が管理するか】

- ・公園施設の設置は、民間事業者も可能である。
- ・公募で選定される指定管理者は、公園の利活用を真剣に考える。公園の指定管理者と設置管理許可施設を併せて選定すれば、公園の利活用はより進んでいくのではないか。

【何ができるか】

- ・物品の販売や有料イベントの開催等の行為の許可は、条例の規定で自治体の首長の判断。

- ・一般に、禁止事項だと誤解されやすいのが、物品の販売、自転車の乗り入れや犬の散歩等である。条例に基づく明確な根拠がないにも関わらず、公園管理者が自主規制的に禁止している場合もある。

(4) 民間による公園施設

- ・千葉市は条例で建蔽率を緩和し、民間事業者が公園内にレストラン・バンケットを整備した。また、同市内には、イオンモールが管理する公園もあり、イベント広場のような活用がなされている。
- ・富岩運河寒水公園（富山市）のスターバックスコーヒーや横浜スタジアム（横浜市）も、都市公園法の設置管理許可制度により民間事業者が運営している。全国の公園施設の設置管理許可の件数は、約6万件にものぼる。
- ・「大きな芝生の広場があり、その周辺に商業施設等の公園施設が建っている」というスタイルが、民間事業者による公園の商業利用を進める上でのポイントである。公園施設に来た人が芝生で遊ぶ、あるいは公園に遊びに来た人が公園施設へ行くことで、それぞれの機能が相乗効果を生み出す。
- ・公園の中に多くの機能を入れていくことが、これからの利活用の方向性なのではないか。

(5) 都市公園法の改正

- ・平成29年の都市公園法の改正により、公園施設から得られる収益を園路や広場等の整備に還元することを条件に、設置管理許可期間、建蔽率、占用物件について特例措置を適用する公募設置管理制度（Park-PFI）等が創設され、設計段階から管理段階まで一貫通貫の仕組みができたと言える。
- ・都市公園では、保育所やデイサービスなどの社会福祉施設の設置も可能になった。

(6) 公園の空間価値を低下させる根源的要因

- ・公園管理者は、公園の管理運営・再整備のための予算不足や、専門家の不在等の課題を抱えており、利用者との軋轢を避けるため、公園の寡占的利用の排除をはじめ、積極的な利活用に対してNOと言うのが仕事になってしまっている。
- ・公園は、利用者がいてそこに豊かな時間があることが理想であり、住民の暮らしの幸福度がその指標である。空間デザインから脱却し、時間デザインが行われるようになれば、公園は不良資産ではなく再投資可能な社会資本になるのではないか。
- ・産・官・学・地域の関連分野の連携・融合で公園のプレゼンスを高めることで、突破力や発信力が生まれる。各セクターが役割の中で強みを活かすことが必要である。

(7) 意見交換

- ・公園は、道路や河川と比較しても、面的な広がりを持っている。公園を活用し、地域のまちづくりの拠点をつくり、道路や河川分野との連携の手法を見つけ出してほしい。
- ・指定管理者制度の活用は事業効率を高めるだけでなく、どう地域へ貢献するかが課題であ

る。

- ・指定管理者の選定過程に住民の参加があり、また、その後の利活用でも住民がプレーヤーとして関わるのが、「住民がつくる」ということなのではないか。
- ・住民がプレーヤーとしてまちづくりに関わるためには、プラットフォームが必要である。
- ・戸田市は若い世代の住民が多い地域である。公園にとらわれず、住民が自由にデザインを考えられる広場、空間（平面）をつくれるとよい。

3 今後の予定

第8回研究会は、10月24日に開催予定である。これまでの研究会での論点を踏まえた議論、報告書の構成についての議論を行う。

(文責：日本都市センター)